

公告 第 136 号

令和7年8月1日

トヨタ紡織健康保険組合
理事長 笛田 泰弘

公 告
(規程の一部変更について)

会計事務取扱規程を別紙の通り変更する。

以 上

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
(帳簿の備付) 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 (略) 人事関係 一 <u>賃金台帳</u> 二 源泉徴収簿	(帳簿の備付) 第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 (略) 人事関係 一 <u>給与支払明細簿</u> 二 源泉徴収簿
(契約の方法) 第34条 売買、貸借、請負、その他契約をする場合は、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、随意契約としても差し支えないものとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 予定価格が<u>400</u>万円を超えない工事又は製造させるとき。 (4) 予定価格が<u>300</u>万円を超えない財産を買い入れるとき。 (5) 予定賃借料の年額又は総額が<u>150</u>万	(契約の方法) 第34条 売買、貸借、請負、その他契約をする場合は、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には随意契約としても差し支えないものとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 予定価格が<u>250</u>万円を超えない工事又は製造させるとき。 (4) 予定価格が<u>160</u>万円を超えない財産を買い入れるとき。 (5) 予定賃借料の年額又は総額が<u>80</u>万円

新	旧
円を超えない物件を借り入れるとき。 (6) 予定価格が<u>1 0 0</u>万円を超えない財産 を売り払うとき。 (7) 予定賃貸料の年額又は総額<u>5 0</u>万円を 超えない物件を貸し付けるとき。 (8) 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約 でその予定価格が<u>2 0 0</u>万円を超えないも のをするとき。 (9) (略) 3 (略) (契約書の作成) 第35条 前条に基づき契約を行う場合は、 次の事項を詳細に記載した契約書を作成しな ければならない。<u>ただし、契約金額が250</u> <u>万円を超えない場合（法令及び通知並びに他</u> <u>の規程に契約書の作成又は契約書への記載の</u> <u>指示について規定されている場合を除く。）</u> <u>は、契約書の作成を省略することができる。</u> 一 契約の目的 二 <u>契約金額</u> 三 履行期限 四 補償金額 五 契約の相手による善良なる管理者の注意 義務の遵守	を超えない物件を借り入れるとき。 (6) 予定価格が<u>5 0</u>万円を超えない財産を 売り払うとき。 (7) 予定賃貸料の年額又は総額<u>3 0</u>万円を 超えない物件を貸し付けるとき。 (8) 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約 でその予定価格が<u>1 0 0</u>万円を超えない ものをするとき。 (9) (略) 3 (略) (契約書の作成) 第35条 前条に基づき契約を行う場合は、 次の事項を詳細に記載した契約書を作成しな ければならない。 一 契約の目的 二 履行期限 三 補償金額 四 契約の相手による善良なる管理者の注意 義務の遵守 五 契約の相手方及びその従業員による、知

新	旧
<u>六</u> 契約の相手方及びその従業員による、知り得た事実の漏洩の禁止 <u>七</u> 承認を受けない再委託の禁止 <u>八</u> 契約事項に違反した場合における契約解除および損害賠償に関する事項 <u>九</u> その他必要な事項 (物品の定義) 第38条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。 <u>二 備品とは、事務用器具機械類その他の設備品で、耐用年数が1年以上かつ取得価格が5万円以上10万円未満のもの及び図書（パンフレット類を除く）をいう。</u> <u>三 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗機材、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短</u> <u>時日に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。</u>	り得た事実の漏洩の禁止 <u>六</u> 承認を受けない再委託の禁止 <u>七</u> 契約事項に違反した場合における契約解除および損害賠償に関する事項 <u>八</u> その他必要な事項 (物品の定義) 第38条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。

新	旧
<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行</u> <u>する。</u>	